

令和5年度 第1回 一宮市景観審議会議事録

次の議題を審議するため、一宮市景観審議会が下記のとおり開催された。

記

1 日 時 2024年3月27日午後2時00分

2 場 所 本庁舎11階1101会議室

3 公開・非公開の別 公開

4 傍聴人の人数 0人

5 出席者

[出席委員] 13名

今村 洋一、 鶴田 佳子、

池上 肇、 太田 義孝、 川合 規由、 瀧 佑佳、 富田 隆裕、 森 重幸、

彦坂 和子、 鶴飼 和司、 大津 乃里予、

石橋 隆史、 北川 善己

[事務局]

まちづくり部参事 谷 聖

同景観専門監 竹内 誠

同次長兼公園緑地課長 川地 誠一

公園緑地課緑化・景観G専任課長 鎌田 裕一

同G課長補佐 牛田 貴史

同G主査 吉川 隆浩

同G技師 渡辺 翠蓮

6 会議資料 別添のとおり

議題第1号 一宮市景観計画の届出状況について（報告）

議題第2号 景観専門監について（報告）

7 審議経過 会議顛末のとおり

【 会議顛末 】

開 会

午後 2 時 0 0 分

事務局

(開会)

皆さまお揃いになりましたので、ただいまより、令和 5 年度第 1 回 一宮市景観審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ございます。

一宮市景観条例第 3 1 条第 2 項において、当審議会の委員の任期は 2 年と規定されており、今回、新たな任期後、初めての開催でございます。当条例第 3 4 条第 1 項において、審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となると規定されておりますが、会長が空席となっておりますので、審議会の開催案内につきましては、公園緑地課長名でさせていただきましたことを、まずもってお断り申し上げます。

なお、次第 3 の会長の選出までを、事務局にて進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議席についてでございます。ただいまご着席いただいておりますのが、お手元にお配りしております名簿順でございます。会長が決定いたしますと、会長は会長席にご着席いただきますので、次回の審議会からは会長になられた同列の方は、席をつめていただき、この席次を持って、議席とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、審議会の内容につきましては、議事録を作成する必要がございます。そのため、録音をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

事務局

(委員紹介)

それでは、次第 2、委員紹介でございます。お手元にお配りしております名簿の順にご紹介させていただきます。

第 1 号委員の学識経験者の方でございます。椋山女学園大学教授、今村洋一様。岐阜工業高等専門学校教授、鶴田佳子様。

次に、第 2 号委員の市民の代表者の方でございます。愛知県広告美術業協同組合理事長、池上肇様。一宮商工会議所専務理事、太田義孝様。公益社団法人愛知県建築士事務所協会一宮支部、川合規由様。社会保険労務士、瀧佑佳様。一宮市銀座通商店街振興組合代表、富田隆裕様。一宮市町会長連区代表者連絡協議会会長、森重幸様。

次に、第 3 号委員の市議会議員の方でございます。彦坂和子様。鶴飼和司様。大津乃里予様。

次に、第4号委員の関係行政機関の職員でございます。国土交通省中部地方整備局建政部都市調整官、石橋隆史様。愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課課長、北川善己様。

ただいまの出席委員は13名でございます。一宮市景観条例第34条第2項の規定により、過半の委員の出席がございますので、会議は成立しております。

また、本日の議事につきましては、一宮市景観審議会運営要領第6条に規定する除斥の対象となる委員はいらっしゃらないことを報告させていただきます。

(会長の選出)

事務局

続きまして、次第3、会長の選出でございます。まず、会長を選出させていただきますが、その後、会長より、会長不在時に職務を代理していただく職務代理者と、本日の議事録に署名していただく議事録署名者を指名していただきたいと存じます。

それでは、会長の選出についてですが、当運営要領第2条第1項の規定により、審議会の会長は、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆さま方から立候補又は推薦される方がございましたら、よろしくお願いたします。

委員

はい、よろしいでしょうか。昨年度まで会長を務めていただいております、岐阜工業高等専門学校の鶴田委員を会長に推薦したいと存じます。いかがでしょうか。

事務局

はい、ただいま鶴田委員のご推薦がございました。他にございませんでしょうか。

無いようですので、会長を鶴田委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

事務局

ありがとうございました。それでは会長は、鶴田委員に決定をいたしました。鶴田会長には会長席の方にご移動をお願いいたしまして、ごあいさつと、以降の議事進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会長

岐阜工業高等専門学校の鶴田でございます。皆さまにご推挙いただきまして、引き続き会長職を努めさせていただくことになりました。今後ともよろしくお願いたします。

(職務代理者の決定)

会長

それでは早速ですが、一宮市景観審議会運営要領第2条第3項の規定により、

会長がその職務を代理する者を指名することとなっておりますので、指名させていただきます。相山女学園大学の今村委員に会長の職務代理者をお願いします。よろしくお願いいたします。

(議事録署名者の決定)

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。当運営要領第11条第1項の規定により、議事録署名者を、会長が指名することとなっております。議事録署名者は議席順にお願いしたいと思いますので、今村委員と池上委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議題)

会 長

それでは、本日の議題の方に入らせていただきます。議題第1号、一宮市景観計画の届出状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、会長。

会 長

はい。

事務局

本議題は、昨年度と同様に、景観計画の現在までの届出の状況を、その事例を交えて担当から説明させていただきます。

事務局

それでは議題1号、一宮市景観計画の届出状況について、説明させていただきます。お手元の資料又はこちらのスクリーンをご覧ください。ページ数は、右下に表示となります。

それでは、1ページをご覧ください。届出状況の報告の前に、一宮市景観計画について、少し説明いたします。景観計画区域としましては、一宮市全域となります。凡例にありますように、市内を2つの景観軸と5つの景観ゾーンに設定しています。

2ページをご覧ください。景観軸、ゾーンごとの届出対象となる条件の表です。建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕や開発行為に対して、建築物の高さ、建築面積、工作物の高さ、開発区域の面積がこちらの表の基準に当てはまる場合、届出が必要となります。例えば、歴史街道景観軸のエリアで建築物を新築する場合、高さ10mを超えるものか建築面積300㎡を超えるものが届出対象となります。

3ページをご覧ください。届出が必要となる建築物について、具体的にどのようなことを守っていただくかというところで、景観形成基準の内容を表にしています。景観軸、ゾーンごとに表の黒丸の箇所について、守っていただく形になっています。こちらの表は、建築物の配置についての基準で、まとまりのある景観形成や圧迫感のない配置とすることなどを定めています。

4ページをご覧ください。こちらの表は、建築物の形態、意匠の基準で、それ

それぞれの景観軸、ゾーンに合ったデザインとすることで、調和に配慮するよう定めています。

5 ページをご覧ください。こちらの表は、色彩について、色彩基準内の色を使用しているかどうかを確認するものです。横から見える部分が対象で、屋根についても横から見えるのであれば、対象となります。原則、色彩基準を超えないものとしますが、アクセントカラーとして色彩基準を超える場合、100分の10以下の範囲で認めています。具体的な色彩の数値基準がありますが、後ほど説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。こちらの表は、建築物の付属設備、外構・緑化、維持・管理についての基準です。空調室外機等建築設備が道路等から見えない位置に配置することや、敷地内を緑化することなどがあります。

7 ページをご覧ください。こちらは、色彩の景観形成基準で数値基準となります。色彩は、色相、明度、彩度を数値で表わしたマンセル値で表記します。マンセル値で明確な基準を設定しており、区分を歴史街道景観軸とその他の市全域に分けています。歴史街道景観軸については、宿場の名残のある歴史的木造建築物の明度が低いことを考慮して、明度の下限値を設けていません。一方、その他の市全域については、まちなみが暗くならないよう明度を4以上と設定しています。景観形成基準の説明は、以上となります。

8 ページをご覧ください。令和5年4月1日より12月末日現在までの届出及び通知件数を報告させていただきます。届出は、景観法第16条第1項の規定による民間からのものです。届出件数としましては、建築物で17件、工作物で1件、開発行為で10件です。内訳、用途については、記載のとおりとなります。

9 ページをご覧ください。通知は、景観法第16条第5項の規定による国や地方公共団体からのものです。通知件数としましては、建築物で3件、工作物及び開発行為はありません。

10 ページをご覧ください。こちらは、届出及び通知の箇所を地図にプロットしたものと景観軸とゾーン別の件数表です。工業景観ゾーンが9件で最も多く、次いで商業景観ゾーン8件となっています。

11 ページをご覧ください。こちらは、ゾーンごとの建築物及び工作物の用途別件数の表です。主なものでは、商業景観ゾーンで共同住宅が6件、住宅景観ゾーンで店舗が2件、工業景観ゾーンでは倉庫と工場合わせて2件となっています。商業景観ゾーンで共同住宅が多くなった要因として、平成30年10月に容積率の緩和を行ったことにより、開発が進んだことだと考えられます。

12 ページをご覧ください。令和5年度に完了届が提出された事例を3つ紹介いたします。まず、建築物、倉庫の新築の事例です。区分、工業景観ゾーン、建築面積、3,091.08㎡、建築物の高さ、22.32mです。建築面積1,000㎡超えまた高さ15m超えのため届出対象となります。

13 ページをご覧ください。色彩については、外壁、梁、庇、屋根を色彩基準

内の色で着色しています。外壁3は、色彩基準外の色で着色しており、色彩基準外の面積割合は3.7%で、100分の10以下に適合しています。

14ページをご覧ください。配置について、建築物の西側、南側に駐車場を配置しています。建築物の南面外壁は境界から最少2.0m控えた配置となっています。外観は、周囲と調和した、落ち着いたデザインとなっています。室外機等は、道路から見えない位置の配置をしていただき、景観に配慮したものとなっています。

15ページをご覧ください。敷地内の緑化については、道路沿いを低木と中高木により緑化していただきました。

16ページをご覧ください。次に、建築物、高等学校の増築の事例です。区分、住宅景観ゾーン、建築面積、6,603.16㎡、建築物の高さ、17.60mです。建築面積1,000㎡超えまた高さ13m超えのため届出対象となります。

17ページをご覧ください。色彩については、外壁、ルーバー、パラペット、巾木を色彩基準内の色で着色しています。

18ページをご覧ください。配置について、建築物と道路境界の間に駐車場や中庭を設けて、十分な空間を確保しています。外観は、周囲と調和した落ち着いたデザインとなっています。屋外階段等は、ルーバーによる目隠しをしていただき、景観に配慮したものとなっています。

19ページをご覧ください。敷地内の緑化については、中庭を芝生と中高木、道路沿いを低木と中高木により緑化しております。

20ページをご覧ください。最後に、工作物、橋梁の外観の変更を伴う修繕の事例です。修繕の内容としましては、高欄の取替となります。こちらは、本市が管理する橋梁です。区分、田園景観ゾーン、橋梁延長、18.3m、一宮市千秋町佐野地内にある佐野新橋という橋梁です。橋梁延長10m超えのため通知対象となります。

21ページをご覧ください。色彩については、高欄、地覆を色彩基準内の色で施工しており、統一感のある色彩となっています。また、高欄は鉄に焼付塗装をしてあり、耐久性があります。

22ページをご覧ください。届出及び通知件数について、年度ごとの比較になっております。各年度、12月末日現在の件数となっています。令和3年度、令和4年度の括弧は、当該年度の3月末日時点の件数となります。令和5年度は、届出合計件数28件、通知3件、令和4年度は届出36件、通知8件、令和3年度は届出23件、通知8件、となっています。また、令和5年度の令和6年3月末日時点での見込み数は、届出合計件数35件、通知7件となっています。以上で、議題第1号の説明を終わらせていただきます。

会 長

ありがとうございました。ただいまの事務局のご説明について、ご質問、ご意見のある方は、ございますでしょうか。

委員

はい、会長。

会長

はい、どうぞ。

委員

事例を3つ程挙げてもらいましたが、どのような位置づけか。うまくいった事例として挙げているのか、どうなのか。それなりに景観に配慮されていると思いますが、事前協議によってうまく行っていただいているのか、事業者の方でデザインされているのかどうか、お聞きできればと思います。

会長

取り上げた3つの事例の位置づけ、それからチェックする過程でこういうデザインになっているのか、それとも事業者の方が景観計画、景観形成基準を見ただいてこうなっているのか、以上、2点、事務局で回答をよろしくお願ひします。

事務局

今回の事例でいきますと、事例2の高等学校の増築のルーバーでございますが、事業者さんの方から基準をみていただいて、自主的に行っていたというものでございます。1つ戻っていただきまして、事例1の倉庫の緑化につきましては、緑化の基準がありますので、事前協議の段階でお話させていただいて、植栽していただいたということがありますので、基準をお話させていただいて行っていただいたものと、事前に基準をみていただいて、自主的に行っていたものの両方がございます。

委員

位置づけの方はどうでしょうか。

事務局

今年度届出をして今年度完了するという事例があまりなく、昨年度の届出案件の中で、いい事例を紹介させていただいたということでございます。悪い事例はなく、基準外で届出を出すということも事前協議の中でお話をさせていただいて、行っていただけるということで、今のところそういうものは出てきていないという状況でございます。

委員

どの自治体も同じなのですが、数値基準やマンセル値など、明示されているものはあらかじめ対応ができると思いますが、定性的な配慮とか調和とかと言われると困るし、事業者として相談して言われてもそこまでやるのかとか、トラブルにならなければいいなと思っているのと、定性的基準に関して、何年間も行っているうちに調和はこのくらいのことを行ってもらおうよとか、といったノウハウが積み重なっていくと思うので、それを参照しながら行っていくというか、法解釈ではないですけども、そういうことを行っていただければと思います。緑化についても、木を植える時のピッチですよね、何mで何本植えるのかということ

教えてくださいというのもあると思います。今回は2件緑化の案件がでてきていて、もちろん木が育てば大きくなるのですが、樹種にもよります。高等学校さんは、フェンスに何の種類か分かりませんが植物を這わせています。一番我々景観と言うと垣根がいいと思うのですが、そうはできないし、防犯上の問題でフェンスがいいと思うんですね。こういう風にしていただくと、やがて垣根に近い状態になって緑の量としてボリュームがでると思います。それを思うと工場の方もフェンスを作るでしょうが、こういうことを推奨してもいいのかなと思います。単に中木を植えるとか、低木を植えるとか、どのピッチでということもありますが、ほぼ目隠しになってしまいますが、フェンスに這わすというのも1つのやり方としては、いいのかなと思いました。以上です。

会 長

はい、事務局の方、何か発言されることはありますか。

事務局

大きい工場ですと県の条例に基づく要綱がございまして、例えば、高木になると樹冠が重なるくらいのピッチで植栽しなさいとかですね、低木ですと、何㎡に何本植えましょうと、そういうのがございますので、工場の方は、おそらくそういった基準に基づいて植栽されているということでございます。

会 長

あともう一つ、景観計画を策定し、運用から数年経過したので、良い事例があればそういうものを事例集として新たに申請される方に提案されたらどうですかというご意見だったと思いますが、それについてはいかがですか。

事務局

はい。ご意見を参考にさせていただきます、実施していきたいと思います。

会 長

他にいかがでしょうか。

会 長

今の委員と関連するのですが、植栽というものは非常に難しく、チェックした段階では、まだ全然木が育っていないということもありますけども、逆にちゃんと育たなくて、枯れていくということもあつたりすると思います。例えば、先程の事例集を作ったりするにしても、何年か経った後にその植栽がどうなっているのかというのが、結構、建物と違って難しいと思うのですが、その辺りの植栽については、他の自治体で行っている所は聞いたことはないのですが、何年後かに植栽をチェックするということは、労力が大変かもしれないですが、植栽の状況についてどのようなお考えか、お聞かせいただけますか。

ちょっと難しいかもしれないですね。検討課題といえますか、よろしく願います。

事務局

確かなかなか難しいところもあると思います。例えば、補助金を交付する場合ですとチェックできるかと思っておりますが、なかなか民間のすべてというも

のは、すみませんが、研究課題ということでお願いしたいと思います。

会 長

はい。他に、いかがでしょうか。

委 員

すみません。

会 長

はい、よろしくお願いします。

委 員

すみません、よろしくお願いします。本当に初歩的な質問で申し訳ないのですが、2ページの行為の制限について、こういう対象になった場合は届出ということになっていますが、実際に届出されたところに、どなたか、現地に行って確認されているのか。そして、審査されているのかということと、もう1つ、年度毎の数値が載っています22ページ、景観計画区域内行為の届出及び通知件数で、令和3年度の届出が23件、4年度が36件ということで、結構増えているのかなと思うのですが、もし増えている要因というか背景が分かれば教えていただければと思います。以上です。

会 長

1点目は、現地確認ですね。現地確認しているかという話と、あとは、審査をどの段階で誰が行っているのかという話と、最後が、増加している要因と、以上3点ですが、ご回答、お願いできますか。

事務局

まず、1点目の現地確認しているのかということですが、届出をしていただいて、2つ目のご質問にも関係しておりますが、提出していただいた書類については、私ども市の職員の方でチェックをさせていただいております。そして、完了届が事業者の方から出てきまして、その中に写真が添付されます。現地にはなかなか行けませんが、写真の方で確認させていただいている状況でございます。それから、3つ目の令和3年度から令和4年度にかけて件数が増加している理由としましては、令和3年度に景観計画を策定してスタートしたということもありまして、当初は少なかったのかなというのが1つの要因と考えられます。ただ、令和4年度、5年度にかけて、みなさんご存知かと思いますが、開発が増えてきたというのがございますし、それと景観計画の周知をしっかりとさせていただいておりますので、増えてきていると考えております。

委 員

ありがとうございます。

会 長

はい。他に、いかがでしょうか。

会 長

私から1つ質問させていただきますが、開発許可が10件ですか、結構多いと思うのですが、調整区域ですのでおそらく倉庫かなと思うとちょっと心配になっ

てしまいます。ただ、開発許可ですので、まだ建物が建っていないから建築物のチェックはできないと思うので、開発許可に関しては、何をチェックされているかということと、それから、建築物を建てる際には、もう1回景観のチェックがかかると思いますが、その辺りの開発行為に関する対応について教えていただけますか。

事務局

はい。

会 長

はい、お願いします。

事務局

開発行為の審査内容につきましては、一宮市は平坦ですのであまりありませんが、例えば、土を盛って大きな擁壁を設置する場合に、色味ですとか、高さですとか、チェックさせていただきますが、なかなかそういうものは出て来ていない状況ですので、これまで開発行為については、特に指導すべき事項はない状況でございます。もちろん、その後に建築物の建築にともなう届出が出てくる訳でございますけども、建築につきましては、いろいろ基準がございまして、例えば、倉庫ですと植栽や建物の色などチェックさせていただくというものでございます。

会 長

はい、ありがとうございます。そうすると、熱海の災害の後に盛土規制法が出来て、おそらく今年度から施行されていると思いますが、水害のエリアについては、盛土規制がかかってくると、こういう盛土はどうかとかになると、それが景観にひっかかってくると連携した運用になると思うのですが、その辺りの話は出ていないですか。

事務局

盛土規制につきましては、まだ明確に把握していないのですが、一宮市は平坦ですので、そこまでは思っておりませんが、今後、いろいろ国や県から情報があれば考えていかなければと考えているところです。

会 長

はい、承知しました。ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。
よろしかったですか。

はい、それでは、特にご意見、ご発言無いようですので、次の議題第2号、景観専門監について、事務局の方からご説明よろしくをお願いします。

事務局

はい、会長。

会 長

はい。

事務局

本議題は、一宮市の景観の質を向上させることにより価値を高め、一宮らしい景観づくりを推進するため、令和5年10月1日から、景観の専門的な知識と経

験を有する民間の専門家を景観専門監として配置したことについて、報告させていただくものでございます。本日、景観専門監も同席しておりますので、ご紹介いたします。竹内誠景観専門監でございます。それでは、景観専門監より挨拶をさせていただきます。

景観専門監

昨年10月より景観専門監を拝命いたしました竹内でございます。よろしくお願いいたします。私は、現在、東京でデザイン事務所を経営しておりますが、日本デザイン協会という協会の会長も務めております。他に、公職といたしましては、新宿区の景観専門委員という委員を務めているのと、あと、渋谷区で駅前開発のデザイン専門委員を拝命しております。

さまざまところで景観に関するいろいろなアドバイスやご意見を差し上げているということでございますが、先程も委員の方からお話ございましたように、景観は定性的な判断はなかなか難しいのですが、定性的な考え方をどのように浸透させていくかが大事だと思っております。日本全国のいろいろな情報を集めながら私も勉強させていただいているところでございます。みなさんと一緒に一宮の景観を良くしていくため努力して参りたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。それでは、本議題を担当より説明させていただきます。

事務局

それでは、議題第2号、景観専門監について、説明させていただきます。お手元の資料又はスクリーンをご覧ください。

1ページをご覧ください。ただいま景観専門監よりご挨拶いただきましたので、簡単に説明させていただきます。本市は、令和3年4月に中核市に移行し景観計画を策定いたしました。そこで、本市の景観の質を向上させ、価値を高め、より一層、市の活性化を図るために、景観の専門的な知識と経験のある民間の専門家である竹内誠氏に景観専門監として、令和5年10月から来ていただいております。勤務につきましては、月に2回、市役所に登庁していただき、景観形成に関するアドバイスなどをいただいております。

具体的な職務内容につきましては、次の2ページをお願いいたします。

1つ目ですが、公共施設や公共事業のデザインにつきまして、基本的に監修していただくこととしております。また、議題第1号で説明させていただきましたが、民間建築物を建築する際、一定規模を超える建築物につきましては、景観法の届出が必要となりますが、その中でも大規模建築物につきまして、今年4月からアドバイスをしていただくこととしています。

2つ目ですが、景観施策の推進ということで、具体的には、今後、一宮駅前地区を景観法に基づく重点地区に指定するにあたり、アドバイスをいただくこととしています。

最後の3つ目ですが、市職員の景観に対する意識を向上させるため、研修を行っていただくこととしています。

続きまして、3ページをお願いいたします。本景観審議会委員と景観専門監の役割の違いでございますが、景観や屋外広告物の規制の内容や基準を決める際に審議を行っていただき、行政の意思決定に直接的な影響を及ぼす役割を担うのが景観審議会委員の皆さま方でございます。一方、景観専門監につきましては、市職員として、市や民間事業者に対する景観に関する助言等を通して景観に関する能力を向上させる役割を担うものでございます。

最後に、今年度10月から3月までに景観専門監に従事していただきました内容をご紹介いたします。

まず、1つ目の景観形成に関するアドバイスの内、市の公共施設、公共事業のデザインの監修でございますが、スケートパークのサインや小学校、消防署の外壁塗装の塗り替え、各種チラシやポスターのデザインについて、ご助言をいただきました。また、市職員の育成として、デザインに関する研修を行っていただきました。これらの実績の内、完成しているものについて、一部紹介させていただきます。スクリーンをご覧ください。

まず、スケートパークのサインでございます。元々、左のように文字ばかりのサイン案でしたが、アドバイスをいただき、景観に配慮した背景色やピクトグラムを使用した分かりやすいサインに仕上がっております。こちらが、現地に設置されている写真でございます。

続きまして、小学校の外壁の塗り替えでございます。中庭がある面に緑系の色を壁と柱に多く使用する案でしたが、アドバイスをいただきまして、柱のみにその緑系の色を使用し、色味を薄くした仕上がりとなっております。こちらが完成した写真でございます。

次に、消防本部の外壁の塗り替えでございます。重厚感を出すために壁に石調の仕上げ材を使用する案でしたが、アドバイスをいただいて全体的にブラック系のダークな色調とすることで、より重厚感を出す仕上がりとなっております。こちらが現地の写真でございます。

次に、木曽川消防署の外壁の塗り替えでございます。ダークグレーとホワイト系の色で計画しておりましたが、アドバイスをいただいて消防服のイメージカラーであるオレンジをアクセントカラーとして使用した仕上がりとなっております。こちらが現地の写真でございます。

次に、チラシを作成する際にアドバイスをいただいたものでございます。左が元の家でございますが、最終的にできるだけ使用する色を少なくし、図を用いたものとするので分かりやすい仕上がりとなっております。

最後に、先日研修をしていただいた際の状況写真でございます。以上で景観専門監についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見がある方はございますでしょうか。

委 員

はい、会長。

会 長

はい、よろしくお願いします。

委 員

質問ではないのですが、意見というか、大変期待していると言いたいですね。景観審議会も景観法のことを取り扱っているのですが、どうしても最低ラインをクリアするようなことばかりでして、景観を良くするというか、引き上げるというのは基本的には出来ていない訳ですね。それは、優れたデザイナーなり、プロデューサーがいないと出来ない訳で、まち全体ということ言えば、施主に頼まれた建築士とか、屋外広告物のデザイナーだけではなく、全体を見れる人が必要で、それを今回、景観専門監になっていただけるということで、大変一宮市さんは、良いことを始めたと思っております。後は任期の問題で、もちろん権限が集まりすぎて好き勝手にやられるのを防ぐこともあるんでしょうけども、なるべく長く務めていただかないと、まちをつくっていくのに時間がかかりますので、ある程度長いスパンで務めていただければいいかなと思います。

長崎市役所も景観専門監を雇ってございましたし、長崎県主導ですけども、アーバンデザイナー、アーバンデザインシステムとあって、建築、都市計画、造園、ライトアップの日本で言う超一流の人たちを集めて、15年や20年に渡りその人達にデザインのアドバイスをずっともらっていて、長崎は昭和の雰囲気はまだ残っていますけども、大分良くなってきたんですね。ですから、長く務めていただきたいというのと、良い作品をつくられたら、是非監修であっても賞をいただけるように、いろいろなところに応募していただいて、どんどん賞をとっていただきたいと思いますので、是非よろしくお願いします。期待しております。

会 長

ご意見というか、ご期待のお話しだったと思います。特に回答は必要ないですが、何かお話しされることはありますか。

景観専門監

期待にお答えできますように頑張りたいと思います。ありがとうございます。

事務局

よろしいでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

事務局

1ページに、任期は1年と書いてありますが、基本的に地方公共団体のこういった特別職の場合は、1年以内ということがございますので1年ということとさせていただきますが、市としてもできるだけ竹内景観専門監には長い間お願

いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。

委 員

はい。

会 長

はい、よろしくお願いいたします。

委 員

景観専門監の職務内容のところで、真ん中辺りに景観条例に基づく都市景観形成地区、銀座通りの届出対象におけるアドバイスを行うということで気になってしまったのですが、届出対象になっているものは何があるか、ということをお聞きしたいです。

会 長

事務局、お答えいただけますか。

事務局

現在、景観条例で都市景観形成地区に銀座通りが指定されており、例えば、建築物を新築するなどの場合に、届出をしていただくこととなっております。景観計画ですと、例えば、高さ13mを超えとか、建築面積1,000㎡を超えるものが対象になってきますが、こちら銀座通りにつきましては、すべての建築物を新築する場合に届出が必要となっておりますので、今後、4月からになりますが、届出があった場合、景観専門監のアドバイスをいただきながら、いろいろ審査させていただきたいと思っております。

委 員

ありがとうございます。地下駐車場や表の道路の関係のデザインは関係ないでしょうか。

事務局

そうですね。こちらにつきましては、民間の届出になります。ただ、今ウォーカーブル推進事業もございますので、その辺りもアドバイスをいただきながら行っていきたいと思っております。

委 員

ありがとうございます。あと最後に、竹内様に是非お願いしたいのが、2番目の景観施策の推進ということで、住民への説明及び協議を円滑に進めるためのアドバイスを行うというところで、こちらを是非、お役目を果たしていただくようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会 長

はい、期待が皆さん膨らんでおりますので、是非よろしくお願いいたします。

景観専門監

大事なことだと思います。

会 長

そうですね。他に、いかがでしょうか。

委 員

すみません。

会 長

はい。

委 員

先程見せていただいた小学校とかの例で、デザインを最初のものからとても素敵になってよかったと思うのですが、変えることによって当初施工する予算額より上がってしまったりは、特にないのでしょうか。

会 長

デザインを変更したことによってお金はどうなっていますか。

事務局

決められた予算があります。予算と相談ということもありますが、予算の範囲内でできることをアドバイスしていただいているという状況でございます。

景観専門監

少し補足させていただきますと、予算を変えるということは基本的にはしないで、例えば、色を変えるというのは予算に関わらないところですので、元々の案に対してご意見を申し上げて、もう少しこうした方がいいんじゃないかってことをアドバイスさせていただきます。具体的には、いろいろな課題があって、それに対する要望というものを合わせて市の担当者が事業者と一緒に案を立案しますが、そこで、本当にその色は必要なのか、どうしてこの色になったのか、というようなことを一緒に考えていくというようなことをしております。先程の消防署でも重厚感を出したいということでしたが、具体的にどういう色を使えばいいのか、真っ黒を使えばいいのか、とか、茶色を使えばいいのか、ということではなくて、どうしてその色になっているのか、そして、その周りの景観はどうなっているのか、住宅地か、商業地かなど、そういうことを全部踏まえて、一緒にその現場を考えていきましょう、そこで回答を一緒に求めましょう、とそんなスタンスで進めているものでございます。

委 員

ありがとうございます。家をつくる際に素敵にしようとする、とどんどんお金が高くなってしまいうイメージがあったのですが、予算内でこんなに素敵になっていくのであれば、この先大きく期待していますので、どうぞよろしく願います。

景観専門監

私自身建築士でございます。建築の仕事や土木の仕事は長年関わってきましたので、何にどれくらいのお金がかかるかといことは、大体分かっております。その中で、こうしたら安くできるんじゃないか、というご提案も差し上げながら進めていきたいと思っております。

委員

ありがとうございました。

会長

はい、よろしくお願いします。

委員

景観専門監のお仕事、どうもお疲れ様でございます。一宮市のこれからのまちづくり、更に進めていくということで、大事な役割を果たしていただいているということで、まずは感謝申し上げたいと思います。

そこで、4ページですが、景観専門監の勤務実績の③市職員の育成のところ、先程、スクリーンにて見せていただきましたが、3月8日に市職員を対象に研修をされて100人も参加されたということで、多くの参加者だったのかなと思います。そこで、もし、お聞かせ願えれば、研修を受けられた市職員の感想や実際行われた景観専門監のご感想をお聞かせいただければと思います。

会長

いかがですか。事務局、あるいは、専門監。まずは市職員の反応ですかね。

事務局

はい、会長。

会長

お願いします。

事務局

非常に好評でございました。出席した者から、当日配付した資料をインフォメーションで流してほしいなど、大変勉強になったということでした。私も出席させていただきましたが、資料の作成で、目立たせようとしていろいろ色を変えたり、強調したり、括弧をつけたりしていたのですが、それはやりすぎだよってアドバイスをいただきました。また、文章の表現の仕方ですとか、グラフの作り方ですとか、非常に研修を受講して良かったと思っております。今後、1回だけではございませんので、次回は市議会議員の皆さまにもご案内させていただこうかと考えておりますので、よろしくお願いします。

景観専門監

はい。デザインに興味がある方、ということで募集させていただきましたが、多くの方が興味を持っているという印象でした。普段、仕事をされている中で、デザインに直接関わりを持っていないんだけど、とっていらっしゃる方が多いのですが、実はそうではなくて、何をするにしても、書類を1つ作るにしても、デザインというものは絶対に必要なものでございまして、人に物を伝える、どうやったら人に物が伝わるか、というような考え方を普段私どもが持っていますので、そのようなことをお伝えできるような研修をさせていただいた、というところでございます。デザインの考え方や取り組み方といったところが非常に大事でございますので、市の職員の方に対しては、まず心構えみたいのところ、ただ昔の事例のままやっていたらいいですよではなくて、何か1つ新しいことを考えてあげる、それに対してきちんと安全性であるとか、健康面であるとか、いろ

いろな部分で担保しないといけないことが多くありますので、そこだけにとらわれることではなくて、今何ができるのか、今より良いことができるのか、ということをお互い考えていきましょうというような、そんなスタンスでみなさんとデザインのお話ができる場を考えて、開催させていただきました。まだ、1回目ですので、今後、お伝えすることはたくさんあります。市の職員の方と勉強をして、職員の方もいろいろな業者の方、出入りの方々に対してアドバイスができる、そして、自分もそうしたデザインの確固した考え方を持てるようになっていただければいいなと思っております。

委員

ありがとうございました。

会長

はい、ありがとうございました。他に、いかがでしょうか。

会長

よろしかったですか。それでは、この議題も終わりましたので今回の会議はこれで終了ということで、進行を事務局へお返ししますが、今日は非常に皆さん活発なご意見をいただいて、すばらしい意見交換ができたのではないかなと思っております。どうもありがとうございました。進行を事務局へお返しいたします。

(閉会)

事務局

会長どうもありがとうございました。委員の皆さま方におかれましても、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議頂き、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和5年度第1回一宮市景観審議会を終わらせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

閉会

午後3時00分